

2025年3月

お客様各位

桜井市大字谷8番地の1
桜井ガス株式会社
TEL 0744-42-2991

ガス供給約款の改定について

- ・ガス基本料金の改定
- ・払込書取扱手数料の改定

拝啓 平素は桜井ガスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、弊社はお客様に安心して都市ガスをご使用していただけるよう、保安とサービスの向上、また、ガス料金価格の維持に努めてまいりました。こうしたなか、昨今の国内外の情勢により、諸物価、金融機関等の手数料はじめ、各種関連費用が上昇を続けており、弊社におきましてはコスト削減と業務効率化諸施策を講じて参りました。しかしながら弊社だけでは吸収することが困難な状況となり、お客様にガス基本料金及び払込書取扱手数料の値上げをお願いすることとなりました。

つきましては、一般ガス供給約款、家庭用ガス温水床暖房契約、家庭用ガスコージェネレーションシステム契約の基本料金の改定、並びに払込書取扱手数料の改定を実施させていただきますと存じます。

弊社といたしましては、これからも都市ガスの安定供給と保安の確保を第一とし、より一層のお客様サービスの向上に取り組んでいく所存でございますので、何卒ご理解と引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となるガス料金プラン

一般ガス供給約款、家庭用ガス温水床暖房契約、家庭用ガスコージェネレーションシステム契約

改定額 基本料金の改定 220円値上げ（消費税相当額込）

※従量料金の変更はございません

2. 払込書取扱手数料の改定

220円から330円に改定（消費税相当額込）

3. 実施時期

2025年5月1日より

（料金の改定は2025年6月検針分より適用）

以上

●一般ガス供給約款の基本料金表 40 ページ (消費税相当額込)

(別表第6) 3. 料金表 A, 4. 料金表 B, 5. 料金表 C

1 か月のご使用量	基本料金 (円/月)		
	改定前	改定後	改定差額
A 0m ³ から 25m ³	762.30 円	982.30 円	220 円
B 25m ³ を超え 250m ³ まで	1,133.00 円	1,353.00 円	220 円
C 250m ³ を超える場合	2,172.50 円	2,392.50 円	220 円

●家庭用ガス温水床暖房契約 8~9 ページ (消費税相当額込)

(別表) 2. 料金表 (2) 料金表

1 か月のご使用量	基本料金 (円/月)		
	改定前	改定後	改定差額
A 0m ³ から 25m ³	762.30 円	982.30 円	220 円
B 25m ³ を超える場合	2,095.24 円	2,315.24 円	220 円
C 0m ³ から 25m ³	762.30 円	982.30 円	220 円
D 25m ³ を超え 50m ³ まで	1,152.38 円	1,372.38 円	220 円
E 50m ³ を超える場合	2,933.33 円	3,153.33 円	220 円

※料金表 A、B は「夏期」C、D、E は「冬期」に適用し「夏期」とは、4 月検針分から 11 月検針分までをいい、「冬期」とは、12 月検針分から 3 月検針分までをいいます。

●家庭用ガスコージェネレーションシステム契約 8 ページ (消費税相当額込)

(別表) 2. 料金表(2)料金表 ①料金表 A イ)基本料金 ②料金表 B イ)基本料金

1 か月及び ガスメーター1 個につき	基本料金 (円/月)		
	改定前	改定後	改定差額
	2,530 円	2,750 円	220 円

●一般ガス供給約款 22 ページ

22. 料金の算定及び申し受け (12) その他ご負担いただく費用

払込書取扱手数料 330 円/月 (消費税相当額込み)

上記料金の改定につきましては弊社ホームページにも記載しております。

URL : <https://www.sakurai-gas.co.jp>

この度の料金改定に伴いご不明な点がございましたら、弊社までお問合せ願います。

桜井ガス株式会社 総務部

TEL 0744-42-2991